

令和5年度第1回多治見市介護保険運営審議会議事録

日 時：令和5年7月27日（木） 14:00～15:15

場 所：バロー文化ホール 2階大会議室

出席： 仲西直治委員、田中勇治委員、大前雄亮委員、柴田ひとみ委員、清水直子委員、
和田幸恵委員、山田宗平委員、塚本直也委員、土岐たつ子委員（順不同）
欠席： なし
事務局： 加藤福祉部長、前田高齢福祉課長、大中、丹羽、水鶏口

課長

令和5年度第1回多治見市介護保険運営審議会を開催します。

本日は大変お忙しい中、また、暑い中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

本日は委員の皆様全員にご出席いただいておりますので、多治見市介護保険条例施行規則第10条第2項の規定により会議が成立していることをご報告させていただきます。

会議の議事録につきましては、事務局が作成した後、各委員の皆様にご確認いただき、発言者の名前を伏せてホームページにて公表させていただきます。予めご了承お願い致します。

会議に先立ちまして、福祉部長よりあいさつ申し上げます。

福祉部長

（あいさつ、審議会の役割、諮問及び計画について説明）

課長

委員の交代がありましたのでご報告させていただきます。7月1日付で三原委員がご退任され、新たに大前雄亮委員が審議会委員にご就任されています。よろしくお願ひ致します。委嘱状につきましては、本来であれば市長からお渡しさせていただくところではありますが、時間の都合上、机上に配布させていただきましたので、ご確認をお願いします。

本日は、今年度最初の審議会ということもあり、また、新型コロナウイルスの感染拡大のため、しばらく書面開催となっております。委員就任後初めて顔を合わせる委員の方もいるかと思っておりますので、簡単に自己紹介をお願い致します。また、自己紹介と合わせて、この5月に新型コロナが第5類に移行しており、それ以降の状況で何か変わったことがあれば皆様のお立場から一言添えていただけたらと存じます。

（各委員自己紹介）

(事務局紹介)

事務局

(会議資料確認)

課長

それでは会議に移りたいと思います。ここからの進行は会長にお願い致します。

会長

これにより議事に入ります。ご協力をお願い致します。諮問事項は1点です。多治見市介護保険条例施行規則第7条の規定により、次の事項について貴審議会の意見を求めます。1 令和4年度介護保険事業特別会計決算(案)これについて諮問となります。事務局から説明願います。

事務局

(資料に基づき説明)

会長

事務局の説明にご意見ご質問はありませんか。

委員

基金について、積立が増えて数字が目立っているが、これを9期でどうしていくのか、というところが一番今後の議論になるのではないかと考える。

特に保険料を7期から8期では据え置いている。この基金を使って9期の保険料を据え置くのか、或いは上げるのかが課題になるのではないかと考える。

基金の金額は、いくらが適正か、というのはいくらもわからないが、2040年問題に向けて、どこまで積み上げていくのか。

会長

一番大切なことになるが、この件を決算の議案として議論していいのか。本日は、この件を議論したいと考えているが、どこで上げればいいのか。

課長

諮問させていただいているのは、決算(案)であるため、まず、決算についてご審議いただき、今後の9期以降を含めた予算編成についてのご意見をいただきたい。今回の議事録はホームページでも公開していくので、今回いただく意見をしっかりと承って、今後の計画量や予算案について検討していきたいと考えますので、審議会のご意見としては、諮問の案件の次にご議論いただきたいと考えます。

会長

基金の件については、後程議論を行うこととし、決算(案)について、ご意見等ありますか。

(意見なし)

会長 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全会一致で賛成、ということで、諮問の結果を市長に報告させていただきます。

次は報告事項となります。令和4年度介護保険事業保険事業状況について事務局から説明願います。

(資料に基づき説明)

会長 こちらは報告事項になります。質問はありますでしょうか。

ないようですので、本日の案件は以上となります。

それでは、先ほどから問題となっています、基金についての議論に移ります。

(保険料の進め方について、会長から事務局に確認。計画の策定委員会に於いて次期計画期間中のサービスの供給量を決定し、その後、保険料については、条例で定める案件となり、本審議会に諮問し、最終的に議会において条例改正を行うこととなる旨を説明)

会長 本審議会で意見を出さなければ、意見を出す場がないため、しっかりと意見を出していただきたいと思います。

広く意見を聞きたいので、委員の発言をお願いします。

委員 多治見市の人口が凡そ10万人で、介護保険の予算が約100億円。資料2にもあるが、多治見市は、介護事業所にかなり恵まれていると感じる。医療から介護への移行に困ることはほとんどない。入所施設、通所介護、デイケアを合わせると55近くある。現期間の保険料が5,950円で、これだけのサービスを提供して6,000円をきれている。このサービスを維持していくために、基金残高が16億円あれば、保険料を上げる必要はないのではないか。

これだけのサービス事業所があり恵まれている中で保険料を抑えることができていることを市としてはどう考えているのかをおききたい。

- 課長 委員のいわれるとおり、多治見市は恵まれていると考えているが、介護の現場では現在人材不足に悩んでいるのも事実である。
- 5,950円という保険料は、岐阜県下21市では真ん中ぐらいに位置している。岐阜市では事業所がもっと多いが、保険料は6,500円程となっている。
- 市としては、保険料を抑えるために保険者努力を行い、国の補助金を獲得等することで保険料の抑制に努めている。
- 委員 極力身の丈に合った運営を行わないと、2040年問題も2025年問題も結局はもっと大きいところで足りなくなってくる。そのとき、自分たちでどのように賄っていくのかを常に考えていく必要がある。
- 課長 ケアマネの皆様には日ごろから頑張ってもらっており、非常に感謝している。利用者に必要な分だけのサービス量の調製を一生懸命行ってもらっている。第8期において給付費が抑制された要因の一つは、ケアマネが本当に必要なケアプランを一所懸命考え、適正なケアプランを作成する努力をしていただいていることがあると考えている。
- 会長 先ほど、挨拶の中で利用が減っているという実感はないとのことであったが、実際のところはどうか、今後一気にとまでいかななくてもかなり利用量が出てくる見込みはあるのか否か。感じとしてはどうか。
- 委員 一人ひとり必要なサービス量が異なっており、10人のうち一人が利用を控えたとしても、その方がサービスをたくさん利用している方であれば、割合的には人数とサービス量の増減は必ずしも比例しないのではないかと考える。周りの話を聞く限りでは、事務局の説明にもあるとおり、コロナ禍でも変わりなくじりじりと増えていることもあり、今後については、利用量が増えてくる、という予想どおりの感覚を皆持っている。
- 現場でも、今後、介護保険の給付がますますシビアになってくる、ということは感じており、重々肝に銘じている。介護保険が始まった当初と比較すると、いろいろな面で本当に必要なサービス量でないと難しい状況にある、ということは、現場もひしひしと感じている。住宅改修、福祉用具の購入、レンタルも同様で、過度ではないかといったことも市に確認しながら、判断も厳密化させている、といった現場の努力もある。その中でも人数の増加を考えると利用量も徐々に増えていくのではないかと考える。

- 委員 今後、令和5年以降、サ高住等の有料老人ホームに関して、ようやくここにきて外部のサービス利用の許可が出る、訪問サービスの入館の許可が出るといったことが、何箇所か出てきたこともあり、今後は勢いよくではないが、徐々に伸びていくのではないかと。
- ケアプランに関しても過剰にならないようにといったことは、常に意識している。本当に必要なサービスの提案につなげている。
- 会長 サービスを受ける方としてはどうか。
- 委員 偶々遠縁の方が、事故等から介護を要した際に、病院から施設への手続きがスムーズに進んだことがあり、多治見市は恵まれていると感じた。
- 委員 基金の積立残高について、10億程度が適正との説明を以前にもこの審議会で聞いているが、現状倍くらいとなっている。ただ、現行の保険料が岐阜県内で、真ん中くらいでサービスも受けられて、積立が倍になっている、ということであれば、これくらいでいいのではないかと。
- 基金の使い方にもよるが、何かが起こってしまった場合、恐らく国は助けてくれない。結局は、保険者による対応が必要になる、となると積立金が必要になると思われる。基準が10億であるから10億に留める、というのは正直心配である。では、どれだけが適正かという点、基準の倍ぐらいは担保しておく必要があるのではないかと。
- 委員 介護認定審査会に13年くらい携わっている中で、次第に介護サービス・介護のレベルが上がり、それに応じて調査員、ケアマネのレベルも上がった結果、必要な利用者に必要なサービスが提供されており、非常に正しい介護認定になっている。
- そのような状況下で、介護サービス従事者が不足している現状があり、基金をその様な方面に活用することはできないかと。
- 委員 直接自身が関わっている場面でいえば、今年から訪問歯科診療を訪問看護の方と一緒に進めている。その中で、それを周知して、依頼の反響というのがとてもあるので、今後も増え続けると思われる。
- 歯科であるので、誤嚥性肺炎の予防という点で口腔系に入らせてもらう中で、介護現場のスタッフの不足がある。もう少し人手があってケアができるとよい。基金に余裕があれば、取り崩して人件費に回せるとよい。

委員

介護施設を運営する中で、一番困っているのが人手不足だが、もう一つ物価高騰があげられる。物価高騰及び高熱費の支援金をいただいているが、これがいつまで続くか。入居費等も上がっているかと思うが、他は経営的にどうか。更なる支援がいただけると助かるが、他の状況はどうか。

会長

この場で議論することは難しい。そのような意見があるというだけに留めたい。

コロナ禍が明けたことにより、これまで利用を控えていた方の利用増による給付費の増という見込みが市にはある。

保険料を減らすというのは難しいが、あまりに安全幅を持たせすぎると結果として基金残高が増えてしまう。委員の方からは、コロナの第5類移行後、急激に給付費が伸びる可能性は低いという意見いただいております、コロナ明けによる利用増は、そこまでではないように見受けられる。

これらの意見を踏まえ、過度な安全幅を持たない予算編成により、保険料を上げない方向で進めていただきたい。

これをもちまして、本日の審議会を終了します。本日はありがとうございました。